

一般質問通告書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和 4年 8 月 31 日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員 馬海圭矢

質問事項	質問の要旨	質問の相手
インボイス制度の地方公共団体における対応は	<p>2023年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されるに当たり、総務省からの各地方公共団体に宛てた文書の中で「理解が不十分と思われる地方公共団体が相当数みられました。」という記述があった。 当町の当該制度への対応は十分か。</p> <p>① 当該制度導入後は、一般会計から課税仕入れを行う事業者については、同会計が当該制度に対応していない場合は仕入れ税額控除ができず消費税の負担が増えるという。 当町における対応はどうか。</p> <p>② 地方公共団体の特別会計についても、当該制度導入後は対応してないと消費税の負担が増えるとある。当町の対応はどうか。</p>	町長